

平成 16 年 11 月 12 日

## 四 国 財 務 局 長 談 話

### －四国労働金庫に対する行政処分について－

1. 本日、四国労働金庫に対して、金融庁及び厚生労働省から、労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、不祥事件の再発防止に関する業務改善命令が発出された。
2. 同金庫は、労働組合その他労働者の団体が行う福利共済活動を推進し、労働者の生活の向上を図るために必要な金融事業を行うことを目的に設立された協同組織金融機関で、健全経営に徹して会員からの信頼に応えることが強く求められているところである。  
こうした中、同金庫において、多額また長期にわたる不祥事件が発生するなど、内部管理態勢に重大な問題が認められ、金融庁及び厚生労働省から業務改善命令が発出されるに至ったことは誠に遺憾である。
3. 今後、同金庫は、不祥事件の再発を防止し、法令等遵守態勢を確立するとともに、健全な業務運営を確保するため、内部管理態勢の充実・強化に向けた改善計画を策定し実施していくこととなるが、四国財務局としては、改善に向けた実効性ある計画が策定され、それが着実に実施されるよう、厳正に対処してまいりたい。

連絡・問合せ先  
四国財務局理財部金融監督第二課  
TEL 087-831-2131 (代)